

東京都公報

発行
東京都

目次

- 基本測量の実施（四件）……………一
……………（都市整備局都市基盤部調整課）
- 基本測量の終了（二件）……………二
……………（同）
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………二
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）
- 建築基準法による道路位置の指定……………三
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………三
……………（同）
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）
- 権利変換計画の変更……………四
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）
- 開発行為に関する工事完了（四件）……………四
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）
- 都市計画事業の施行……………五
……………（建設局公園緑地部計画課）

告示

●東京都告示第千六百二十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千六百二十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（離島の基準点設置作業）
- 三 測量の区域 須美寿島東小島
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十八年十月三十一日まで

●東京都告示第千六百二十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百二十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（一等水準測量、地盤沈下関連水準測量及び電子基準点現地調査）
- 三 測量の区域 千代田区、文京区、豊島区、板橋区、葛飾区及び御蔵島各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月一日から平成二十九年二月二十四日まで

●東京都告示第千六百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(機動観測)
- 三 測量の区域 大島町及び小笠原村各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百三十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の

十六第一項の規定に基づき千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の氏名又は名称 三菱地所株式会社及び日本製粉株式会社
- 二 事業施行期間 平成二十七年三月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区 渋谷区千駄ヶ谷五丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称 東京都市計画千駄ヶ谷五丁目北地区第一種市街地再開発事業
- 五 事務所の所在地 千代田区大手町一丁目六番一号
- 六 施行認可の年月日 平成二十七年三月二十七日
- 七 事業計画の変更の認可の年月日 平成二十八年九月二十六日

●東京都告示第千六百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年八月三十一日	狛江市猪方三丁目五百五十二番六、五百五十三番十三及び五百六十七番十一	延長 一七・一四 幅員 五・〇〇

●東京都告示第千六百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年八月二十一日	小金井市前原町三丁目千四百九十六番十一及び同番十二の各一部	延長 二・〇五 幅員 〇・五〇

規則(公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月26日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第10号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第43条中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 行方不明者等の捜索、手配及び保護に関すること。

第45条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表第7警視庁第三方面本部の項位置の欄を次のように改める。

田黒区大橋二丁目21番8号

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国帰国者・日中友好の会

三 代表者の氏名

池田 澄江

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東三丁目三十五番七号 ペガサスミシンビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、かつて戦後の混乱の中で、中国残留孤児として、幾多の労苦に苛まれ、現在においても、様々な課題を抱える中国残留孤児の社会生活を支援するとともに、この歴史と経験を次の世代に伝え、交流を深めることとで、日中両国の相互理解と友好の促進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めぐるまち国分寺

三 代表者の氏名

高浜 洋平

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市本多一丁目十三番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、国分寺地域において、地域住民が集い交流する地域交流施設の運営をすると共に、環境啓蒙活動、農業振興活動、地域の歴史および文化資源の発信活動などを通じて、地域課題の解決を図り、地産地消の推進、リサイクル・リユースの推進、地域通貨の実践および推進などの循環都市めぐるまちづくりを目指し、もって、まちの活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人虹の里

三 代表者の氏名

上村 シゲ子

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区鹿骨一丁目二十八番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害を持つ人々が健康で安心して暮らせる街づくりを目指し、親亡きあとも地域に少数数で住む共同生活の場を提供して運営し、もって知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人健康科学研究開発センター

三 代表者の氏名
藤原 孝之

四 主たる事務所の所在地
東京都品川区南大井二丁目七番九号

五 定款に記載された目的
この法人は、現状の医療・福祉サービスが、病院や施設などの限られた場所ではなく地域や在宅へ移行するという大きな社会転換期の中で、医療・福祉の現場における従事者、従事しようとしている者、また医療・福祉の現場に興味を持っている者、障害者や障害者を抱えている家族等に対して、健康科学（予防を含む）の推進、体力科学、障害学の各分野で、研究に裏付けられた高度な専門知識や技術についての教育活動を行い、もって障害者のみならず、治療・援助が必要な高齢者や、介助が必要な在宅者ならびにその家族を含め、広く国民に対しての健康増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人インターナショナル・セイル・アンド・パワー・アソシエーション・ジャパン

三 代表者の氏名
Robert Sendoh (ロバート センドー)

四 主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂七丁目三番三十七号 プラース・カナダ一階

五 定款に記載された目的
この法人は、欧米において近年急速な発展をとげたセーリングボート、パワーボート及びトールシップ（帆船）による、クルージングライフスタイル・クルージングスポーツのトレーニンングプログラムが日本では殆ど整備されていない状況に鑑み、カナダ所在のインターナショナル・セイル・アンド・パワー・アソシエーションの姉妹団体として、ここ日本において広く一般市民を対象としてこのライフスタイル・スポーツ及び教育手段としてのセールトレーニングを普及、発展させることを目的として活動する。ここでいうクルージングライフスタイル・クルージングスポーツとは、自己所有のセーリングボートまたはパワーボートによるクルージングのみならず、広く世界中の主たるマリナーリゾートで現在普及しているチャーターボート及びトールシップ（帆船）によるクルージングをも含む。（以上原文のまま掲載）

権利変換計画の変更について
晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を変更したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年九月二十六日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業
施行者 東京都
東京都知事 小 池 百合子

一 第一種市街地再開発事業の名称
晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクエア
東京都第一市街地整備事務所

四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
中央区晴海五丁目の一

五 権利変換計画の認可を受けた年月日
平成二十八年四月二十六日

六 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日
平成二十八年九月十五日

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十八年九月二十六日
東京都多摩建築指導事務所長
金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名
昭島市大神町四丁目百二十三番一
杉並区宮前一丁目十五番十三号
株式会社ホーク・ワン
代表取締役 平塚 寛之

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

清瀬市下清戸二丁目五百十三番五、五百十四番二、五百十六番、五百十七番二並びに五百十八番一及び同番六の各一部並びに同番七

清瀬市下清戸二丁目四百五十九番地

土屋 栄

府中市矢崎町四丁目十番三、同番六、同番七、同番十六及び同番十七

府中市府中町一丁目五番地の七
 株式会社大内商事
 代表取締役 大内 勝美

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

三鷹市北野二丁目二千三百七十九番二及び同番六から同番八まで

三鷹市牟礼五丁目一番三号
 多摩物産株式会社
 代表取締役 高橋 作治
 三鷹市牟礼五丁目一番三号

丸栄建設株式会社
 代表取締役 高橋 徹也
 東村山市栄町二丁目三十六番四十四
 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
 誠賀建設株式会社
 代表取締役 加賀美 誠
 東村山市秋津町二丁目十番三の一部
 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 西野 弘

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

小平市上水南町三丁目五百五十六番三、五百五十八番五、同番九及び同番十三の一部
 立川市錦町二丁目四番三号
 株式会社ライズウエル
 代表取締役 渡邊 裕
 東久留米市前沢四丁目二十六番七の一部
 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 西野 弘

小平市花小金井二丁目七百三十八番三及び同番十八の各一部並びに同番十九
 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
 誠賀建設株式会社
 代表取締役 加賀美 誠

都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の別表のとおり
- 種類及び名称
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備考
東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園	杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内	平成二十八年八月三十一日付関東地方整備局告示第二百八十八号

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに
リサイクルされています。